

災害時避難行動要支援者支援事業の取り組み状況について

1. 背景

近年の大規模災害に伴い、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など、避難行動要支援者への支援体制の確保が全国的な課題となっています。

令和3年の災害対策基本法改正により、市町村には、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成に努めることが求められています。

甲賀市においても、地域の見守り体制を基盤としながら、福祉部局と防災部局が連携した実効性のある避難支援体制の構築を進めています。

2. これまでの取組状況と課題

本市では、避難行動要支援者名簿の整備と併せて、地域と連携しながら個別避難計画の作成を進めてきました。

【甲賀市の個別避難計画作成状況】

75地域／202地域中(令和7年2月末)⇒ 81地域／202地域中(令和8年3月6日)

しかしながら、「対応が困難なケースの増加」や「要支援者の選定に対する疑問」「地域の支援者不足」など、要支援者に対する「緊急度」と「支援体制」の整理が十分にできていないことが、継続的な課題として挙がっていました。

そのため、実際の避難行動を想定した支援体制の整備が必要不可欠な状況となっており、令和8年1月27日に開催した、関係機関による避難行動要支援者ネットワーク会議において、避難行動要支援者支援事業の全体計画の見直しと、今後の方向性について共有を図りました。

3. 新たな体制について(令和モデルへの転換)

今年度は、従来の「地域主体で名簿を基に支援する仕組み(平成モデル)」から、支援の緊急度に応じて「行政や専門職、本人や家族が関与する実効性重視の仕組み(令和モデル)」へ転換しています。

【要支援者の緊急度(リスク別に整理)】 ※裏面の図解参照

- ・ **高リスク** (医療的ケア児/者・寝たきり等) → 行政・専門職が計画作成 **【公助】**
- ・ **中リスク** (支援があれば避難可能) → 地域が作成 **【共助】**
- ・ **低リスク** (見守りや声かけがあれば避難可能) → 本人・家族等が作成 **【自助】**

※公助・共助・自助が相互に連携し、補完し合いながら機能する一体的な支援体制

【個別避難計画作成の優先度】 ※裏面の図解参照

- ・ 地域のハザード状況 → 住まいの家屋状況や周辺地域の浸水害や土砂災害の状況等
- ・ 本人の心身状況 → 医療的ケア(人工呼吸器・在宅酸素・痰吸引等)、災害において環境の変化が命に直結する方
- ・ 独居、社会的孤立の状況 → 身寄りがない方、地域や支援者との関わりが薄い方

避難行動要支援者の緊急度と三助の考え方

同意者名簿で支援が必要な人の基準

個別避難行動計画を作成する人



個別避難計画を作成する優先度は3つの要因を考慮して判断します

地域のハザードの状況

本人の心身の状況

独居・社会的孤立の状況

4. 今後の方向性

- ・「令和モデル」への転換を契機として、避難行動要支援者支援事業の目的や支援の方について、市民への周知と理解促進を図り、行政・地域・専門職が連携した実効性のある避難支援体制の構築を進める。
- ・真に支援が必要な「高リスク者」への個別避難計画作成を推進。
- ・福祉専門職への「災害時ケアプラン（個別避難計画）」の説明会・研修会の開催。

福祉避難所開設・運営ガイドラインの見直しについて

1. 背景と主な見直しポイント

災害時において、一般の避難所での生活が困難な要支援者の方に対して、福祉避難所の開設と適切な支援体制の確保が重要となります。

甲賀市では、これまで福祉避難所の整備を進めてきましたが、近年の災害対応や国の指針を踏まえ、より実効性のある開設・運営体制を整理するため、昨年度より「福祉避難所の開設・運営ガイドライン」の見直しを行いました。

今年度は、福祉施設等の法人連携を主体とした避難訓練を実施し、実際の運営を想定した検証を行い、訓練で明らかになった課題や運営上の実務的な視点を反映させるため、ガイドラインの内容についてさらなる整理・検討を進めています。

【甲賀市の福祉避難所の確保状況】

福祉避難所 39か所 内 指定福祉避難所 7法人12施設（令和8年3月末）
協定による福祉避難所 15法人27施設（令和8年3月末）

【法人連携による福祉避難所開設体制を反映】

発災直後など、現場に市の職員（調整役）の派遣が困難な場合も想定し、福祉施設等の法人連携を主体とした、福祉避難所の開設・運営の可能性について、「熊本モデル」の考え方を参考にガイドラインへ反映しました。 ※配布資料のガイドラインをご参照ください。